

積立定期預金規定

佐賀信用金庫
2020年4月現在

1. (預入の期限等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の1か月前までは自由に預入ができます。
- (2) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。
預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの期間に応じ店頭表示の預金利率表記載の定期預金利率によって計算します。

ただし契約期間が3年以上の場合には満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、その期間に応じた定期預金利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後の利息計算日）から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利率は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を「共通規定」第4条第1項および「共通規定」第4条第4項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とします。

4. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「定期性預金等 共通規定」により取扱います。

以上